

令和2年度 スポーツ医科学活用事業実施要項

1 目的

競技団体・中体連・高体連・企業体等と連携を図りながら競技力の維持向上を目指し、中学校・高等学校及び企業体等の優秀選手（運動部）を強化指定選手（運動部）として指定し、ALSOKぐんま総合スポーツセンターをスポーツ医科学の研究拠点に、競技力向上のためのメディカルチェック、体力測定、筋力測定、栄養指導、検査・測定結果の分析・検討・評価及び競技者へのフィードバック等を行う。

また、国体で入賞が期待される種目にアスレティックトレーナーを派遣し定期的なサポートを行う。

2 事業主体

主 催	公益財団法人群馬県スポーツ協会
共 催	群馬県
後 援	群馬県教育委員会 群馬県高等学校体育連盟 群馬県中学校体育連盟

3 事業内容

(1) フィードバック事業

- ・全国・世界レベルの競技力獲得を目的としたスポーツ医科学研究事業の実施
- ・競技特性に応じた全国・世界レベルの情報収集とデータ分析
- ・強化指定選手等の健康体力測定・体力測定・筋力測定等の実施及び結果のフィードバック
- ・拠点指定選手強化事業に関わる選手の健康体力測定・体力測定・筋力測定等の実施及び結果のフィードバック
- ・国体での競技力分析

(2) 強化指定制度

重点強化事業の推進に向けた優秀選手（運動部）の強化指定（強化指定制度）

(3) ATサポート事業

- ・県スポーツ協会が指定した選手及び運動部への定期的なアスレティックトレーナー（AT）帯同

(4) アンチ・ドーピングの教育・啓発

4 強化指定対象競技

国民体育大会正式競技とする。

5 強化指定選手・運動部の指定方法

別途群馬県選手強化指定制度設置要項に拠る。

6 測定対象者及び人数

- ・県スポーツ協会強化指定選手及び中・高体連指定運動部等
- ・拠点指定選手強化事業に関わる選手及び運動部等
- ・前項指定選手及び運動部の他、県スポーツ協会が指定した選手及び運動部

- ・測定人数については競技団体及び学校運動部と協議し決定する

7 補助対象経費

- 強化指定選手等の測定に係る経費、国体時の競技力分析費

- ATサポート事業にかかる経費

8 測定時期・回数

- ・測定時期は、主要大会が終了し、次年度に向けた新体制の開始時期に1回目の測定を実施し、年間計画における試合期に入る時期に2回目を実施する。

- ・測定回数は、年間2回とし1回目(10月～2月)は健康・体力測定及び筋力測定を実施する。2回目(4月～9月)は体力・筋力測定を実施する。

9 事業の執行方法

この事業は、県スポーツ協会が委嘱したスポーツ医科学スタッフを中心とし、スポーツ医科学委員会と強化委員会の共同事業として実施する。なお、予算の執行については、県スポーツ協会事務局が直接行う。